

## 平成20年秋の全国交通安全運動実施計画

平成20年8月18日

全国ハイヤー・タクシー連合会

全国ハイヤー・タクシー連合会（(社)全国乗用自動車連合会）は、平成20年7月3日中央交通安全対策会議交通対策本部において決定された「平成20年秋の全国交通安全運動推進要綱」（以下「推進要綱」という。）及び平成20年8月13日国土交通省において定めた「平成20年秋の全国交通安全運動国土交通省実施計画」（以下「国土交通省実施計画」という。）に基づき、9月21日（日）から同月30日（火）までの期間中、本運動の効果的な実施を推進するため、主催団体の一員として下記のとおり実施計画を策定する。

各都道府県ハイヤー・タクシー協会においては、中央交通安全対策会議決定の推進要綱及び国土交通省実施計画並びに本実施計画に基づき、各都道府県の交通環境等地域の特性に応じた具体的な実施計画を策定のうえ、本運動を効果的に実施するものとする。

なお、本運動期間中の9月30日（火）が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことを踏まえ、本運動の展開に併せて、その趣旨が国民に正しく理解されるよう努めるものとする。

### 記

#### ハイヤー・タクシー事業所における重点実施事項等

##### 1. 安全運行の確保

本格的な高齢社会への移行に伴う高齢者の交通事故情勢に適確に対処するため「高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、次の事項に重点を置いた安全運行の徹底を図るよう指導する。

- (1) 輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図ること。

- (2) 酒気帯び運転を防止するために、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用するなど厳正な点呼の実施を徹底すること。
- (3) 疾病・過労及び居眠り等の運転を防止するため、運転者の健康状態等の把握に努めるとともに、確実な運行管理等を徹底すること。
- (4) 歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の安全確保に配慮すること。
- (5) 悪質・危険な運転を防止するため、運転者の個々の運行状況及び運転適性診断の結果を踏まえつつ指導すること。
- (6) 特に死者又は負傷者を生じた事故を惹起した運転者、高齢運転者及び初任運転者に対する適性診断の受診を徹底すること。
- (7) 覚せい剤の使用防止等の遵守を運転者に対し指導すること。
- (8) 安全規則の遵守を徹底するため、安全服務規律等社内規定の内容について再度確認を行い、運転者への周知を徹底すること。

## 2. 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底

事業者は、正しい方法によるシートベルトの着用の徹底等について、次のとおり指導する。

- (1) 改正道路交通法により、全ての座席のシートベルト着用が義務化されたことの周知と徹底
- (2) シートベルトの着用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進
- (3) 乗客の安全を図るため、次の事項を実施
  - ア 装備されているシートベルトが座席に埋没することなく、乗客が常時着用することができる状態にしておくこと。
  - イ 乗客のシートベルト着用状況を運行前に点検すること。
  - ウ 乗客にシートベルトの着用を促すこと。

## 3. 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示促進

改正道路交通法の施行により75歳以上の運転者について、高齢者マークの表示の義務化されたことの周知徹底

#### 4. 車両の安全対策の推進

車両の安全装備の普及促進とともに、日常点検及び定期点検整備の確実な実施により車両の安全確保の徹底を図る。

#### 5. 広報活動の推進

本年9月30日（火）が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、次の広報活動を展開する。

- (1) 交通安全意識の高揚を図るため、ポスター、広報誌（紙）、ホームページ等による広報活動や路側放送等を活用した交通安全の呼びかけ等を行うとともに、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアに対し、交通安全運動に関する情報の提供等積極的な働きかけを行う。
- (2) 広報誌（紙）等を通じ、また、運行管理者及び運転者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び次に掲げる広報事項を周知する。

##### 広 報 事 項

- ア 歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の安全確保に配慮
- イ 飲酒運転等悪質・危険な運転行為の禁止の徹底
- ウ より安全な車両及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発
- エ 自動車の点検整備の励行促進
- オ 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底
- カ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の徹底
- キ 自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性
- ク 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止